

# 社会福祉法人 玉成会 理事・監事・評議員等 報酬及び日当・旅費に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 玉成会 の理事、監事及び評議員等の報酬、日当・旅費等に関する取扱について定めるものである。

(理事及び監事の報酬、日当・旅費)

第2条 理事及び監事に対する報酬は支払わないものとする。但し、日当・旅費として次に定める年額を支払うことができる。

日当・旅費・・・年額10,000円

2 柴田久美 理事に係る旅費については、別途次に定める航空旅費を支払うことができる。  
航空旅費・・・年額58,800円

(評議員の報酬、日当・旅費)

第3条 評議員に対する報酬は支払わないものとする。但し、日当・旅費として、次に定める年額を支払うことができる。

日当・旅費・・・年額10,000円

(評議員選任解任委員の報酬、日当・旅費)

第4条 評議員選任解任委員に対する報酬、日当・旅費については支給しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。